

こども誰でも通園制度の公定価格に関するQ&A【第2版】		
(注)「告示」：特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和8年こども家庭庁告示第8号） 「留意事項通知」：「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の運用上の留意事項について」（令和8年4月1日付けこども家庭庁長通知）		
No.	質問	回答
1. 総論		
1	乳児等支援給付費については、基本単価のみの支給とし、市町村の判断により、加算を一切しない取扱いも可能か。	告示で定められた基準は全国一律で適用するものであり、市町村の判断により画一的に加算をしない取扱いを行うことはできません。
2	乳児等支援給付認定証を紙で交付することを予定しており、乳児等支援給付認定証には加算の記載をしないこととしているが、記載を行わなければ加算の対象にならないのか。	乳児等支援給付認定証への記載の有無にかかわらず、要件に該当する場合には、加算をすることとなります。この場合においても、本人が加算を受けていることを同意した上で申請いただく必要があります。
3	公立施設でこども誰でも通園制度を実施する場合は、給付がされるのか。それとも一般財源による負担となるのか。	公立施設であっても、乳児等のための支援給付の対象となります。
4	他自治体に居住することが利用した場合（広域利用）、こどもの居住自治体・施設が所在する自治体のどちらが給付費を支払うのでしょうか。	こどもの 保護者 の居住自治体が支払うこととなります。
2. 障害児加算（告示第3条第1項関係）		
1	障害児に対する特定乳児等通園支援の提供や体制の確保の状況等の確認は、障害児の利用前に行う必要があるか。	事後的に確認していただくことで差し支えございません。
3. 医療的ケア児加算（告示第3条第2項関係）		
-		
4. 要支援家庭子ども加算（告示第3条第3項関係）		
1	要支援家庭である場合に、要支援家庭こども加算の対象者であることを伝えずに加算をすることとしてもよいのか。	乳児等支援給付における加算につきましては、利用者からの申請や、利用者の理解を得たうえで認定する仕組みとなります。要支援家庭こども加算につきましても、利用者の同意を得たうえでの加算の認定をお願いいたします。
5. 初回対応加算（告示第3条第4項関係）		
1	初回対応加算に係る事前面談や事後面談を実施した時間や、面談記録はつうえんポータル上で管理ができるのか。	ご認識のとおりです。時間については、特定乳児等通園支援事業者において入力いただく必要があります。面談記録に関しては、加算用の面談記録入力画面があるので、そこに入力いただくこととなります。
2	認可・確認をこれから行うこととしている事業所において、利用に向けて事前面談を行った場合、初回対応加算の対象となるか。	原則として認可・確認前の面談は対象外ですが、認可・確認を近日（1か月程度）中に受けることが確定している場合に限り、加算の対象として差し支えございません。
3	面談記録をつうえんポータル外で管理し、加算額を計算しようとする場合、つうえんポータル上の加算額を含む給付額と国費の請求額は必ず一致させる必要があるか。	一致させるをお願いします。面談記録を別途管理したいということであれば、つうえんポータルに入力のうえ、ブラウザの機能により画面を印刷することで、対応可能です。
4	事後面談を初回の利用後には行わず、2回目以降の利用後に行った場合でも初回対応加算の対象となるか。	基本的には、初回の利用後に事後面談を行った場合を想定しています。ただし、利用者のやむを得ない理由により、初回の利用後に事後面談を行うことができない場合には、初回利用月の間に事後面談を行った場合、初回対応加算の対象として差し支えございません。
5	初回対応加算の加算額について、告示第3条第4項第1号に「1,700円を利用時間で除して得た額」とあるが、例えば、利用初月に10時間を利用したこどもの場合は、1,700円÷10時間＝170円が加算されるという意味か。	利用時間にかかわらず0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円が加算されます。 乳児等支援給付費は、子ども・子育て支援法第30条の20第3項において、内閣総理大臣が定める基準により算定した1時間当たりの費用の額に、当該月の利用時間乗じて算定するものとされています。 このため、初回対応加算についても、法令上は、加算額を1時間当たりの費用の額に換算した上で、当該月の利用時間乗じて算定する必要があります。 告示第3条第4項第1号及び第2号に規定する「利用時間で除して得た額」とは、1,700円又は1,400円を減額する趣旨ではなく、月額単価を乳児等支援給付費の算定に用いる1時間当たりの費用の額に換算するための規定です。 (例) ①0歳児が事前面談実施月に10時間利用した場合 1,700÷10（1時間当たりの給付費に加算する額）×10（利用時間）＝1,700円 ②1歳児が事前面談実施月に3時間利用した場合 1,400÷3×3＝1,400円
6. 生活困窮家庭等負担軽減加算（告示第3条第5項関係）		
1	生活困窮家庭等負担軽減加算と要支援家庭こども加算は、同一の乳児等支援給付認定子どもについての特定乳児等通園支援の利用について併せて加算の対象とすることができるか。	ご認識のとおりです。両方の加算の要件を満たしている場合には、両方の加算の対象として差し支えございません。
2	特定乳児等通園支援事業者が200円の利用料を設定した場合には、加算の上限額はどのような取扱いになるか。	一律で200円の利用料を設定し、利用料の減額を行った場合、当該特定乳児等通園支援事業所における特定乳児等通園支援の利用に係る加算の上限額は200円となります。
3	A市において乳児等支援給付認定を受けた者が、B市に所在する特定乳児等通園支援事業所を利用し、利用料の軽減を受けた場合、当該特定乳児等通園支援事業所から乳児等支援給付費の請求を受けたA市は、加算額を支払わないことは可能か。	この場合において、A市は、当該乳児等支援給付認定保護者が、告示第3条第5項第1号又は第2号イ若しくはロに掲げる乳児等支援給付認定保護者に該当する場合には、生活困窮家庭等負担軽減加算をした額の乳児等支援給付費を支払う必要があります。
4	生活困窮家庭等負担軽減加算の申請が無い場合であっても、公簿等により生活困窮家庭等負担軽減加算の要件を満たすことが確認できる場合には、職権により加算をすることができるか。	個人情報を特定乳児等通園支援事業者に伝えることになるため、個人情報保護の観点から、本人同意を得る必要があります。このため、利用者に趣旨を伝えたくて申請させるをお願いします。
5	修正申告等により市町村民税課税額が変更された場合や、利用後に申請がなされた場合に、生活困窮家庭等負担軽減加算を遡及して適用することは可能か。	税の更正が分かった次回利用から、更正された税額に応じた生活困窮者等負担軽減加算を適用し、遡及は行いません。 なお、市町村の判断で、独自に遡及して適用する取扱いをすることは妨げませんが、乳児等支援給付費や国の交付金の遡及は行いません。
6	乳児等支援給付認定の申請書の様式には、家族構成の欄がないが、「同一の世帯に属する者」がいるかについては、住民票等により確認することが想定されているか。	ご認識のとおりです。
7	所得未申告により課税情報が確認できない者から生活困窮家庭等負担軽減加算の申請があった場合、対象となるか。	告示第3条第5項第2号イ及びロについては、確認に必要な税情報が存在しないため、対象となりませんが、市町村長の判断により、同号ハに基づき加算の対象とすることは考えられます。
8	海外で勤務し、住民票が日本に無い状態から帰国した者から生活困窮家庭等負担軽減加算の申請があった場合、対象となるか。	告示第3条第5項第2号イの「市町村民税非課税者」は、市町村民税の賦課期日において国外に住所を有する者は除かれているため適用されず、また、同号ロについても当該対象者は課税対象ではなく、市町村民税所得割額を確認できないため、適用されません。なお、市町村長の判断により、同号ハに基づき加算の対象とすることは考えられます。

9	市町村として、生活困窮家庭等に対する利用料の減免を実施しないという判断は取り得るか。	市町村が、「事業者が利用者に対して減免を実施しないこと」を取り決める権限はありません。 令和8年度からの利用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者が利用料の減額を実施するか否かの判断を行うことになります。なお、特定乳児等通園支援事業者が利用料の減額を行った場合には、告示第3条第5項各号に掲げる乳児等支援給付認定保護者の区分に応じ、市町村は必ず加算をする必要があります。 なお、特定乳児等通園支援事業者においては、基本的には告示第3条第5項各号に掲げる乳児等支援給付認定保護者に該当する者の利用があった場合には、同項各号に定められた加算額に応じて利用料の減額を行っていただくことが望ましいと考えます。
10	告示第3条第5項第2号ハに「その子どもが要支援家庭子どもである場合その他の市町村長（特別区の区長を含む。）が特に必要と認める場合における乳児等支援給付認定保護者」とあるが、市町村が対象者として認めるということか。また、市町村の規則等において、該当する世帯の要件等について何らかの定めを置く必要があるか。	ご認識のとおりです。該当する世帯の要件等については、予め審査基準を定めておくことが基本となると考えます。具体的にどのように定めるかについては他の条例や規則等との整合を図り、自治体の法規部門と協議をお願いいたします。
11	生活困窮家庭等負担軽減加算の30分単位の利用の際の事例について、1時間300円の事業所を1時間半（計450円）利用し、全額減額した場合、生活保護世帯であれば最初の1時間の300円加算と30分の150円減額分のうち100円が加算されて、400円加算措置となるのでしょうか。	留意事項通知Ⅲ5（3）において、「1時間当たり」としているのは、30分単位の利用であっても、1時間に換算して計算を行うことを前提に記載しています。 このため、利用料300円の事業所において、生活保護世帯が1.5時間利用した際に、全額（450円）を減額した場合は、450円の加算を受けることになります。なお、当該加算額についてはつうえんポータル上で自動的に計算されます。
12	生活困窮家庭等負担軽減加算について、生活困窮家庭等負担軽減を行うかや金額設定は、事業者が決定できるものと認識していますが、参考様式「乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に係る加算適用申請書」においては、賃借料加算と特別地域加算のみが記載された申請書となっております。生活困窮家庭等負担軽減加算については、事業者からの事前の申請（確認）は不要でよろしいでしょうか。	生活困窮家庭等負担軽減加算については、事前の申請は不要です。
7. 賃借料加算（告示第3条第6項関係）		
1	土地の賃借について加算することができるか。	留意事項通知に記載しているとおり、建物のみが対象となります。
2	賃借料加算の法定代理受領の額の通知については、保護者ごとの受領の額を通知することとなるという認識でよいのか。	ご認識のとおりです。
3	月額賃料を上限として、上限を超える月については当該月の加算額を0円とする、という認識でよいのか。	月額賃料を上限として、それをを超える部分については、加算 七 しないこととされておりません。なお、利用者の士回あた り各 十 時間 利用 に対する 加算額全 てを算定するものであり、全体を対象として算定します。特定のこどもの者の一部の時間のみを取り出して加算することはでき ませ ん。一 ず 、各こどもの加算額を分割せずに1人分を1セットとして扱います。そのうえで、利用日の順序にかかわらず、各こどもの加算額の合計が月額賃料の範囲内で最大となる組み合わせをつうえんポータルが自動的に算定します。 （算定例）賃借料 63861,200 円の場合 例① ・子ども 3 30人 以上 が月あたり各 十 時間利用 ・2人が月あたり各7時間利用 加算額 200× 3 29人× 十 時間(=58,000円)+200×2人×7時間(=2,800円)→ 680 円60,800 円を加算。(10時間利用の残り1人分に関しては賃借料を超えるため加算がつかない。) ②子ども 31 人全員が月あたり各 10 2時間利用 加算額 200× 十 30人× 十 10時間→ 400 60,000 円を加算。(±10時間の利用時間のうち6時間のみ切り出して算定はできない。)
4	当該賃貸借契約を締結している物件において、他事業を実施している場合は、月額賃料を適切に按分することされているが、通常保育と当該事業とをどのように按分することが想定されているのか。	留意事項通知に記載のとおり、一般型であれば、認可面積による按分、余裕活用型であれば、人数による按分が考えられます。
5	No.7-4に従い月額賃料を按分した場合や、月額賃料を1時間当たりの加算単価である200円で除して得た値に1円未満の端数が発生した場合、どのように処理をしたらよいのか。	賃借料加算については、留意事項通知に示す通り、月額賃料を1時間当たりの加算単価である200円で除して得た値を上限とした時間数分が加算の対象となります。 No.7-4に基づき月額賃料を按分した結果に端数が生じた場合であっても、按分後の賃料については端数処理を行わず、そのまま用いて算定してください。 なお、200円で除して得た値に1未満の端数が発生した場合は、30分単位での加算が可能であることから、小数第1位が5～9の場合は0.5時間、0～4の場合は切り捨てとして取り扱います。 （例1）賃借料60,000.5円の場合 60,000.5÷200=300.0025⇒小数第1位が4以下のため300時間が加算の上限 （例2）賃借料60,150.5円の場合 60,150.5÷200=300.7525⇒小数第1位が5以上のため300.5時間が加算の上限 なお、当該加算額についてはつうえんポータル上で自動的に計算されるため、システムを導入している場合は個別に端数処理を行う必要はありません。
8. 特別地域加算（告示第3条第7項関係）		
-		
9. 保護者支援面談加算（告示第3条第8項関係）		
1	保護者支援面談加算は、1回30分以上でなく、10分×3回のように分けて実施することも可能か。	1回30分以上実施した場合に加算の対象となります。
2	地域子育て支援拠点において特定乳児等通園支援を提供する場合、拠点の事業の一つとして育児に関する不安等の相談業務を行っているが、乳児等支援給付認定保護者から受け付けた相談を保護者支援面談加算の対象とすることはできるか。	特定乳児等通園支援の利用者に対して、特定乳児等通園支援の利用の状況等についてフィードバックを行うなど、特定乳児等通園支援の利用に関連して相談を行う場合は、保護者支援面談として実施いただくことが考えられます。
3	保護者支援面談加算の面談記録はつうえんポータル上で管理ができるか。その場合、毎月、市町村において確認する必要があるか。	面談記録については、つうえんポータルに入力することになります。指導監査等において、確認いただくことを想定しておりますが、市町村の判断で、月ごとに確認することとしても差し支えありません。
4	子どもが利用している間に保護者支援面談を実施した場合、当該加算の対象となるか。また、利用時間の前後ではなく、利用日以外の別日に面談を実施した場合、当該加算の対象となるか。	いずれも対象になります。なお、利用日以外の別日に面談をする場合、利用があった月に面談を実施した場合が対象となります。
10. キャンセル		

1	キャンセル時の相談援助については、利用当日の午前0時以降にキャンセルとなった分のみが対象になるのか。	ご認識のとおりです。
2	記録については、現在つうえんポータルに実装されていないが、つうえんポータル外に記録するか。また、記録の確認は指導監査時でよいのか。	つうえんポータル外にて、記録をお願いいたします。本件については、来年度早期に実装することができるよう検討しています。 また、指導監査等において確認いただくようお願いいたします。
3	告示案のP 5の2行目に満一歳未満の乳児等支援給付認定子ども 千七百円を利用時間で除して得た額との記載に基づく算定額は下記のとおりとなるか。 例) 0歳児（基本単価1,700円）が月10時間を利用したうち利用当日の午前0時以降のキャンセルが2時間した場合の初回対応加算額： $1,700 \div 10 \times 8 = 1,360$ 円	利用当日のキャンセルの時間については、利用したものとみなし、乳児等支援給付費の対象とすることとしているため、合計10時間利用したものとして計算いただきます。このため、当日キャンセルがあったとしても、加算額は1,700円となります。
4	当日キャンセルが発生した場合、理由等の確認を事業者に求めているが、つうえんポータルを利用する場合、保護者がキャンセル理由等をつうえんポータルに記録することになっているが、つうえんポータルの記載内容の確認をもって、保護者に確認したことにはならないのか。	キャンセルの理由については、つうえんポータルにおいて記載いただくこととなっておりますが、体調不良であれば、特に保育所等で実施する場合は、感染症かどうかなどを把握しておく必要があると考えます。保護者への支援に繋がることを前提に給付の対象としているため、乳児等支援給付費の対象とするためには、少なくとも、こどもの状況の把握をしておく必要があります。
5	災害等を理由に休園することでキャンセルが起こる場合、給付の対象となるか。	留意事項通知における、「事業所の受入れ体制が整わない等の事業者の都合」に該当するため、給付の対象とならず、利用可能時間の減算も行わないこととなります。
6	利用者が予約開始時間に遅れて登園したり、予約終了時間より早くお迎えに来た場合に、「予約開始時間～登園まで」の時間や「お迎えの時間～予約終了時間まで」についても、利用可能時間の減算をすれば給付費の支給対象とできるのか。	遅刻や早退の場合であっても、予約した時間の消費となり、支給対象となります。